

入札説明書

令和8年度納税通知書発送用封筒 広告事業にかかる公募型指名競争入札については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎2階北側）
札幌市財政局税政部納税指導課管理係 電話 011-211-2292

2 入札に付する事項

(1) 事業名

令和8年度納税通知書発送用封筒 広告事業

(2) 事業の特質等

広告掲載仕様書による。

(3) 入札方法

総価で入札に付する。なお、契約の相手方の決定に当たっては、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって札幌市に納付する広告料の契約金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

4 札幌市広告事業公募型指名競争入札参加申請書の受付場所等

(1) 受付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

(2) 受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月10日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。9時から12時、13時から17時まで）

(3) 受付方法

持参又は郵送（令和7年10月10日（金）上記受付時間内 必着）
郵送の場合は、事前連絡の上、送付してください。

5 指名通知書の送付

入札参加希望者のうち指名者に決定した者に対して、令和7年10月17日（金）までに

FAX又は郵送にて指名通知書を送付する。

6 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。なお、令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者で、入札への参加を希望する者は、自己を証明する書類（法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、個人事業者にあっては身分証明書及び個人事業者であることを確認できる書類（確定申告書（写）等）及び申出書を提出しなければならない。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市広告掲載基準第2条に規定する広告を掲載しない業種又は事業者該当しない者であること
- (6) 事業協同組合等の組合で当該組合の構成員が参加を希望していない者であること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。

7 入札の日時・場所等

- (1) 入札の日時・場所
上記5指名通知書により通知する。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (3) 入札の延期等
入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (4) 代理人による入札
ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札開始前までに委任状を提出しなければならない。
イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねるこ

とができない。

(5) 入札の方法

ア 開札は、入札終了後、直ちに入札場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場所に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場所を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、契約の相手方として決定された後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、契約の相手方としての決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 契約の相手方の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格を超え最高価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 契約の相手方となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないとき

は、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 決定の取消し

契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約書及び条項 別紙のとおり

以上